

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、適正な経営の意思決定を図り、効率的かつ健全な業務執行を行うことで企業価値を継続的に向上させるために、コーポレート・ガバナンス体制の強化、充実を推進することは経営の重要な課題のひとつであると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンスコードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
木村 良	72,300	4.23
大和産業株式会社	70,000	4.10
木村 謙三	67,000	3.92
濱田精麦株式会社	60,412	3.54
株式会社三菱UFJ銀行	60,000	3.51
全国農業協同組合連合会	60,000	3.51
木徳神糧株式会社	53,530	3.13
株式会社神明ホールディングス	49,400	2.89
水野 正夫	45,600	2.67
株式会社三井住友銀行	37,200	2.18

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
秋岡 栄子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋岡 栄子			秋岡栄子氏は、様々な公職を歴任したことによる豊富な経験とビジネスにおける幅広い人脈を有し、当社の事業について取締役会において有益なご意見をいただけると期待しているほか、公正且つ客観的な立場での適切な助言により当社取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断している。独立役員として、規則の形式的基準に照らしても、実質的な法の趣旨からみても適格者。且つ、ご本人ならびに取締役会からも同意を得ていること。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役監査の体制については、当社の監査役会は監査役3名(提出日現在、うち社外監査役2名)で構成されております。社外監査役杉野翔子氏は弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当の知見を有しております。社外監査役福田真也氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。監査役は監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、業務執行の適法性について監査を実施するとともに、取締役会、経営会議、予実戦略検討会、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席するほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧並びに必要に応じて取締役または使用人によるその説明を求めること等を通じて経営の健全性、透明性を監視しております。また、内部監査部門である内部監査室(提出日現在2名)との定期的な会議を開催し監査の結果について報告を受けております。

内部監査室は監査役会、会計監査人との連携を図りながら、内部監査計画書に基づき各業務部門及びグループ各社の業務の適法性及び妥当性について、監査を実施しております。また、内部統制の観点から主要な業務部門、グループ各社を対象とした業務プロセス等のモニタリングを実施しております。

会計監査人には、SK東京監査法人を選任し、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉野 翔子	弁護士													
福田 真也	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉野 翔子			会社との特別な利害関係がなく、客観的な視点で取締役の職務遂行等の監査が出来る事、弁護士として法務に関する高度な専門知識を有している事、元公等調整委員会委員や元司法研修所教官の経歴を持ちコーポレート・ガバナンスに関する知見を有している事等が選任の理由であります。

福田 真也		会社との特別な利害関係がなく、客観的な視点で取締役の職務遂行等の監査が出来る事、公認会計士として会計、財務に関する高度な専門知識を有している事、元金融庁証券取引等監視委員会委員の経歴を持ちコーポレート・ガバナンスに関する知見を有している事等が選任の理由であります。
-------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

当社現行の取締役報酬制度は、取締役の職務遂行に適した制度である事と考えております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

当連結会計年度における取締役9名(うち平成30年3月29日開催の第70回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含む。)に対する役員報酬の内容は以下のとおりです。

基本報酬	59,820千円
役員退職慰労金引当金繰入額	14,000千円
合計	73,820千円

上記報酬等のほか、平成30年3月29日開催の第70回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して16,113千円を支給しております。なお、金額には、過年度の有価証券報告書において記載した役員退職慰労引当金の繰入額(取締役1名9,187千円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬等の額については、株主総会の決議により取締役の報酬等の総額を決定しております。各取締役の報酬等の額は、取締役会の決議により決定しております。なお、取締役の報酬等の総額は第61回定時株主総会決議により年間150百万円以内(但し、使用人分給とは含まない。)となっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、社外監査役から業務執行状況や会議日程等の問合せ、議事録及び稟議書の閲覧その他監査の要請等があった場合は、その都度、取締役、管理部門又は必要に応じて関係部署が対応することとしております。

監査役は、必要に応じて監査役の業務補助のための使用人を置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い、監査役会

の同意を得たうえで決定いたします。また、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務については監査役の指揮命令に従わねばならないこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行

当社の取締役会は9名(提出日現在、社外取締役1名)の取締役で構成され月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。取締役会の機能強化、経営効率向上のため、役付取締役等をメンバーとする経営会議を月1回開催し、業務執行に関する重要事項の協議を十分に行い、経営の意思決定を機動的に行っております。

(2) 監査・監督

当社は、監査役制度の下で経営監督を行っております。当社の監査役会は監査役3名(提出日現在、うち社外監査役2名)で構成されております。社外監査役杉野翔子氏は弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当の知見を有しております。社外監査役福田眞也氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。監査役は監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、業務執行の適法性について監査を実施するとともに、取締役会、経営会議、予実戦略検討会、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席するほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧並びに必要な応じて取締役または使用人にその説明を求めること等を通じて経営の健全性、透明性を監視しております。また、内部監査部門である内部監査室(提出日現在2名)との定期的な会議を開催し監査の結果について報告を受けております。

内部監査室は監査役会、会計監査人との連携を図りながら、内部監査計画書に基づき各業務部門及びグループ各社の業務の適法性及び妥当性について、監査を実施しております。また、内部統制の観点から主要な業務部門、グループ各社を対象とした業務プロセス等のモニタリングを実施しております。

会計監査人には、SK東京監査法人を選任し、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

指定社員 業務執行社員 江部安弘 (SK東京監査法人)

指定社員 業務執行社員 久保圭寿 (SK東京監査法人)

(注) 継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名 会計士補等 5名

(3) 報酬決定等

役員の報酬等の額については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の総額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬等の額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬等の総額は第61回定時株主総会決議により年間150百万円以内、監査役の報酬等の総額は第71回定時株主総会決議により年間30百万円以内となっております。

当連結会計年度における取締役及び監査役に対する役員報酬等、並びに監査法人に対する監査報酬等の内容は以下のとおりです。

・役員報酬等の内容

取締役(社外取締役を除く)に支払った報酬等 73,820千円

監査役(社外監査役を除く)に支払った報酬等 11,800千円

社外役員に支払った報酬等 16,350千円

上記金額には、平成30年3月29日開催の第70回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名に対する支給分を含んでおります。上記金額には、当事業年度に係る役員退職慰労金引当金繰入額等が含まれております。また、上記報酬等のほか、平成30年3月29日開催の第70回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して16,113千円支給しております。

・監査報酬等の内容

公認会計士法第2条第1項に規程する業務に基づく報酬 23,000千円

(以上以外の業務に基づく報酬はありません。)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役制度を採用し経営の健全性、透明性を監視しております。また、当社の経営上の重要事項決定機関である取締役会及び経営会議の意思決定の迅速化と業務執行機能の強化を図るために執行役員制度を導入しております。その他、コンプライアンスの推進、品質表示管理並びに安全衛生管理のために各々委員会を設置し積極的に活動を行っております。

(1) 取締役会及び経営会議

取締役会は9名(提出日現在、社外取締役1名)の取締役で構成され月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。取締役会の機能強化、経営効率向上のため、役付取締役等をメンバーとする経営会議を月1回開催し、業務執行に関する重要事項の協議を十分に行い、経営の意思決定を機動的に行っております。

また、激しく変化する経営環境に機敏に対応するため、当社は取締役の任期を1年にしております。

(2) コンプライアンス委員会

コンプライアンス活動を推進するため、コンプライアンス行動基準及びマニュアルを当社グループ全体に対して啓蒙・浸透させております。

(3) 品質表示管理委員会

お客さまに安心な製商品を継続的に購入していただくための品質管理方針を策定し、製商品の品質、表示の正確性の確保を図っております。

(4) 安全衛生委員会

役職員の危険及び健康障害の防止に関する事項の調査審議並びに役職員に意見聴取を行い、労働環境の向上を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算会社であり、定時株主総会は毎年3月に開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、平成31年2月27日に決算説明会(説明者:代表取締役社長 平山 惇、取締役常務執行役員管理部門統括 稲垣 英樹:説明内容:2018年12月期連結業績の報告、今後の経営戦略の説明、2019年12月期連結業績の予想:参加者の属性及び人数等:アナリスト、ファンドマネジャー、金融機関関係者、マスコミ関係者、合計27名。)を開催致しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、決算短信(四半期決算短信を含む。)、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、株主通信等を、当社ホームページのIR情報サイト(URL http://www.kitoku-shinryo.co.jp/ir/index.html)に掲載しております。又、IR情報サイトの充実や多言語化を推進しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、社長室をIR担当部署としております(TEL:03-3233-5125、Email: ir@kitoku-shinryo.co.jp)。	
その他	当社は、毎年株主アンケートを実施しております。収集した株主のご意見を当社のIR活動に反映しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営の指針である企業価値に「お客さま、お取引先、株主、従業員、地域社会など、あらゆるステークホルダーとの信頼関係を大切にします。」と明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、グループの全工場においてISO、HACCP、FSSC等各種認証の取得、フードディフェンスの強化を推進しております。また、工場別の環境方針については、当社ホームページに掲載し公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ホームページに会社情報や商品情報、IR情報等に関する情報サイトを設けております。適時開示情報及びその他の情報を迅速に開示する体制を整えております。また、株主向けに年2回株主通信を発行し、会社の最新動向や財務状況等の情報を提供しております。
その他	当社は、ホームページに各種お問合せを受け付けるサイトを設けております。また、お客様相談室にお問合せ専用のフリーダイヤル(0120-885-811、平日午前9時から午前5時まで)を設置し、各種お問合せを受け付けております。また、株主アンケートを実施し、収集したご意見等をIR活動に反映しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 基本方針

当社では、以下の「企業価値」と「企業理念」を経営の最高指針とし、市場や顧客のニーズの変化に対応するだけでなく、変化を自ら創造し、市場や顧客に対して新しい製商品やサービスを提供していきます。

(企業価値)

「私たちは、常にお客さまのニーズに応えます。」

「私たちは、お客さま、お取引先、株主、従業員、地域社会など、あらゆるステークホルダーとの信頼関係を大切にします。」

「私たちは、社業の発展を通じて社会に貢献します。」

(企業理念)

「誠意と感謝の気持ちを持つ企業であり続けます。」

「より高いクオリティを追求する企業であり続けます。」

「新しい価値を創造する企業であり続けます。」

(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループのコンプライアンスを統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンスの推進については、木徳神糧グループコンプライアンス活動ハンドブックを制定し、当社グループの役職員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修会等を通じて指導し、コンプライアンスマニュアル及び内部通報窓口の周知を図っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、品質表示管理委員会、安全衛生委員会を設け、専門的な立場から製商品の品質、表示の正確性、安全衛生の管理を行っております。また、各工場において、労働安全衛生に関する活動を展開し、労働安全の確保に取り組んでおります。経理面においては、各部署長による自律的な管理を基本としつつ、経理担当部署が計数的な管理を行っております。

当社は、平時においては、月例の取締役会や経営会議、予実戦略検討会のほか、各業務部門のミーティング等を通じて会社の経営全般に影響を与える外的または内的要因によるリスクを認識・識別し、そのリスクの軽減策等に関する意思決定を行い、適宜対応しております。また、有事においては、リスク管理規程に従い社長または社長が指名した者を本部長とする対策本部が統括して危機管理にあたり、会社全体として対応することになっております。また、顧問弁護士との関係については、単なる法務相談にとどまらず、社内の法令、諸規則等の違反や不正行為等の早期発見と是正を図るためのサポートを頂いております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、取締役会の機能強化、経営効率向上のため、役付取締役等をメンバーとする経営会議及び各部署長以上をメンバーとする予実戦略検討会を各々月1回開催し、業務執行に関する重要事項の協議を十分に行い、経営の意思決定を機動的に行っております。なお、取締役会には監査役全員、また、経営会議、予実戦略検討会、コンプライアンス委員会等には常勤監査役が出席し、必要に応じて取締役への勧告、助言を行っております。

当社の業務運営については、将来の事業環境を踏まえ三事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、それに沿った年度予算、全社的な目標を設定しております。各部署においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

また、子会社にも同様に、三事業年度を期間とする中期経営計画とその計画に沿った年度予算を策定させ、当社グループ全体の中期経営計画を策定しております。そして、その計画を達成するために事業年度ごとの各社の経営目標を定めております。

なお、激しく変化する経営環境に機敏に対応するため、当社は取締役の任期を1年にしております。また、経営の意思決定と業務執行が効率的に行われるように執行役員制度を導入しております。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行っております。また、機密情報の管理については機密情報管理規程、個人情報保護については個人情報管理規程を定めて対応しております。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ全体のコンプライアンスをコンプライアンス委員会が統括・推進する体制とし、当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置いております。また、木徳神糧グループコンプライアンス活動ハンドブックを制定するとともに、当社グループの役職員向け研修会等を実施するほか、内部通報窓口の設置及びその周知を図っております。

子会社の経営については、当社役職員が子会社の役員として就任し、子会社の業務の適正を監視しております。また、社内規程に基づき営業成績、財務状況その他重要な情報について当社への定期的な報告を義務づけると同時に、重要案件についての事前協議を行っております。

子会社のリスク管理については、当社内部監査室が定期的に、または必要に応じて子会社の内部監査を行い、子会社のリスク管理の状況についても監査を行っております。

(7) 監査役を補助すべき使用人

監査役は、必要に応じて監査役の業務補助のための使用人を置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い、監査役会の同意を得たうえで決定いたします。

また、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務については監査役の指揮命令に従わなければならないこととしております。

(8) 監査役への報告体制

当社グループの役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに当社の監査役に報告することになっております。

なお、監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがない体制としております。

(9) 監査役を補助する費用等の処理に係る方針

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた

場合を除き、速やかにその処理をすることとしております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議、予実戦略検討会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めています。

なお、監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

また、内部監査室から監査結果の報告を随時受けているほか、コンプライアンス相談室及び内部通報窓口から内部通報状況とその処理の状況につき定期的に報告を受けております。

(11) 整備状況

・コンプライアンス委員会活動

コンプライアンス活動を推進するため、コンプライアンス委員会2回、推進会議2回及び当社グループのコンプライアンス職場会議2回開催しております。

・品質表示管理委員会活動

毎月開催される品質表示管理委員会において、主要製品の原料と出来高の整合性に関する調査・確認や製商品への異品種混入予防のための鑑定結果報告を行うとともに、新規製商品の製造・品質管理・表示等に関する書類審査など食品表示法等の適正運用に取り組んでおります。

・安全衛生委員会活動

各工場において安全衛生委員会を開催し、労働安全衛生活動に取り組んでおります。

・取締役会

開催された14回の取締役会は、定例会議12回、臨時会議2回となっております。また、すべての定例会議及び臨時会議には常勤監査役、社外監査役が出席しております。

・監査役への報告体制等

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、会計監査人とは定期的な会合を年5回開催し、内部監査室とは定期的な会合を年8回開催しております。また、代表取締役並びに取締役との会合を監査役会の監査計画に基づいて行っております。

・財務報告に係る内部統制の構築

内部監査室は、子会社を含めた全社的な内部統制と業務プロセスの両面において内部統制の整備・運用状況を把握するとともに、把握された不備への対応及び是正についても検討しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、当社グループのコンプライアンスの基本方針を定めた木徳神糧グループコンプライアンス行動基準の中で反社会的要求には断固とした姿勢で臨む旨方針に定めております。

また、役職員に配布している木徳神糧グループコンプライアンス活動ハンドブックに以下の項目を明記しております。

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済、社会の発展を阻害する反社会的な勢力、団体と関係を持ってはなりません。
- ・発行主体が明確ではない新聞や雑誌類等が届いた場合には、放置せず、直ちに上司あるいは総務室、コンプライアンス相談窓口ご連絡し、その指示に従わなければなりません。
- ・自分で意図しないままに反社会的勢力、団体と何らかの関係を持ってしまった場合には、隠すことなく、勇気をもって、その事実を上司あるいは総務室、コンプライアンス相談窓口へ報告、相談してください。会社として対処してまいります。
- ・会社または自らの利益を得るために、反社会的勢力、団体を一切利用してはなりません。
- ・反社会的勢力、団体と関係がある取引先とは、いかなる取引も行なってはなりません。
- ・新しく取引する際には、インターネットの検索や興信所の情報並びに業界の評判等で相手が反社会的勢力や団体と関係がないことを必ずチェックします。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除の方針等当社のコンプライアンスに関する基本方針を纏めたコンプライアンス行動基準を役職員に示達すると共に、その内容、推進体制等をマニュアル化した木徳神糧グループコンプライアンス活動ハンドブックを当社グループの役職員に配布しております。その後の活動及び整備状況は以下のとおりです。

- ・平成15年6月1日より当社グループの役職員を対象とし、当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会の活動をスタートいたしました。
- ・当社グループのコンプライアンス活動推進の実働リーダーは当社管理部門担当役員となりますが、一元的に情報を管理できるよう一義的な対応窓口としてコンプライアンス相談窓口を設置し、総務室長がその役割を担っております。総務室長は、セミナー等で情報を収集する一方、所轄の警察や金融機関等とも親密な関係を維持し、反社会的勢力についての情報を取得し、必要に応じて支援をしてもらえる体制を構築しております。
- ・外部の法律事務所と契約を結び、何かあれば直ぐ相談・連携できる体制を構築していると共に、同法律事務所に当社の内部通報窓口を設置し、役職員は匿名でもコンプライアンスに関して直接法律事務所に相談できる体制を構築しております。
- ・役職員へのコンプライアンス全般についての意識の醸成、啓蒙促進を図るために、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進会議並びに当社グループのコンプライアンス職場会議等ではケーススタディーによるグループ討議、市販のコンプライアンス教育ビデオや木徳神糧グループコンプライアンス活動ハンドブックを活用した研修会等の研修活動を継続的に実施しております。

その他

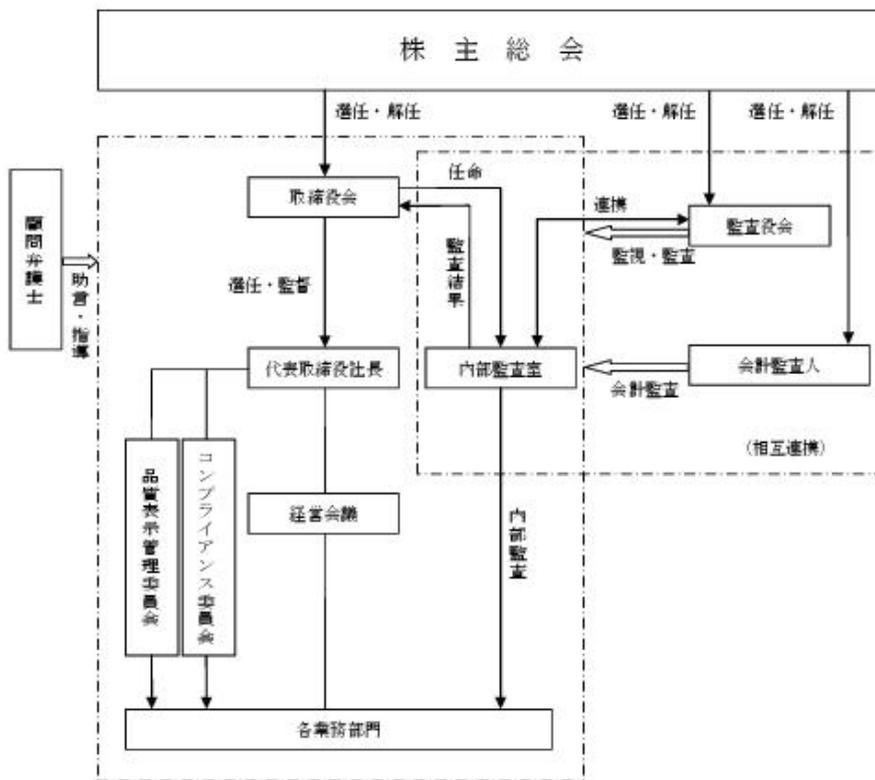
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制の概要

当社は、以下の社内体制のもと、関係会社を含め決定事実および発生事実、決算情報の公表についての情報を的確に把握し、情報共有を図るとともに、会社情報の重要性の判断、適時開示の検討については当該案件部署、管理部門等の関係部署において適時開示規則等に準拠して協議をいたします。

適時開示すべき情報を決定後、社長室 I R 担当において適時開示文を作成し、取締役会又は経営会議決議後、情報取扱責任者の指示に基づき、速やかに情報の開示手続きを行います。



以 上